

## 議会議務局告示第一号

広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年二月二十八日

広島県議会議長 林 正 夫

### 広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

広島県政務調査費の交付に関する規程（平成十六年議会議務局告示第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県政務活動費の交付に関する規程

第一条中「広島県政務調査費の交付に関する条例」を「広島県政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費の交付に関し」を「政務活動費の交付に関し」に改める。

第四条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第五条を削る。

第六条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調整」を「調製」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を第六条とする。  
別表を削る。

別記様式第一号中「広島県政務調査費の交付に関する条例」や「広島県政務活動費の交付に関する条例」及び「政務調査費経理責任者」や「政務活動費経理責任者」に定める。

別記様式第二号中「広島県政務調査費の交付に関する条例」や「広島県政務活動費の交付に関する条例」及び「政務調査費経理責任者の氏名」や「政務活動費経理責任者の氏名」に改める。

別記様式第三号中「広島県政務調査費の交付に関する条例」や「広島県政務活動費の交付に関する条例」に定める。

別記様式第四号中「政務調査費の交付を」や「政務活動費の交付を」及び「広島県政務調査費の交付に関する条例」や「広島県政務活動費の交付に関する条例」及び「政務調査費を」や「政務活動費を」に定める。

別記様式第五号中「政務調査費請求書」や「政務活動費請求書」及び「広島県政務調査費の交付に関する条例」や「広島県政務活動費の交付に関する条例」及び「政務調査費を」や「政務活動費を」に定める。

### 附 則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。